

板橋区在宅患者緊急一時入院病床確保に係る調査委託実施要綱

平成 21 年 4 月 20 日区長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、区の在宅療養の推進のため、在宅患者の緊急一時的な治療のために板橋区医師会が確保する入院病床の利用状況等を調査・評価・検証し、在宅患者の安定した療養生活の確保及び支援を図るための施策の立案に資すること、また、病床利用に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 板橋区医師会が確保する緊急一時病床においてその利用状況等を調査する。

(報告及び調査協力)

第 3 条 区は、委託業務について必要な報告を求め、又は、調査を行うことができるものとする。

(入院病院)

第 4 条 在宅患者が緊急一時病床として利用できる病院は板橋区医師会病院（以下「指定病院」という。）とする。

(対象者)

第 5 条 緊急一時病床の利用対象者は、区内に住所を有し、区内の在宅支援診療所、又は、一般診療所のかかりつけ医をとおして、指定病院が在宅患者として緊急一時入院の必要を認める者とする。

(病床利用の決定)

第 6 条 指定病院は、かかりつけ医から在宅患者の病床利用の可否の問合せがあったときは、緊急一時病床等の利用状況を確認のうえ、利用の可否を決定し、在宅患者又は家族等関係者に通告するものとする。

2 かかりつけ医不在により在宅患者又は家族等関係者から問合せがあったときは、登録の有無及び緊急一時病床等の利用状況を確認のうえ、利用の可否を決定し、在宅患者又は家族等関係者に通告するものとする。

3 緊急一時病床利用の決定は、利用可否の問合せ順に行うものとする。

(利用病床の変更)

第 7 条 指定病院は、病床利用の決定をした在宅患者（以下「病床利用者」という。）の容態及び病状により、他の病院での医療が必要と判断される場合には、速やかに必要な措置をとるものとする。

(病床の再利用)

第 8 条 緊急一時病床の利用回数は限定しないものとする。

(利用期間)

第 9 条 緊急一時病床の利用期間は、入院した日から 14 日以内とする。

(移送)

第 10 条 在宅患者の入院に係る移送の経費については、本人又は家族の負担とする。

(医療にかかる経費)

第 11 条 病床利用者の治療等に係る経費については、健康保険等を利用し、自己負担部分の費用及び健康保険適用外の費用については、病床利用者が負担するものとする。

(関係機関との連携)

第 12 条 本事業を円滑に実施するために、健康生きがい部内関係部署、板橋区医師会、指定病院、医療・福祉・介護関係施設及びかかりつけ医は密接な連携を図るものとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 20 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日実施分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。